

平成 29 年 11 月 29 日
環境エネルギー部環境企画課

報道関係者 各位

「冬の省エネ県民運動」の実施について

地球温暖化の防止に向け、県民、事業所、行政等が連携・協働し、年間を通して実施する「笑顔で省エネ県民運動」の一環として、12月から3月の4か月間、「冬の省エネ県民運動」を実施します。

つきましては、県民への周知について、特段の御協力を賜りますようお願いいたします。

また、この運動に併せて、県の機関におきましても「冬のエコオフィス運動」を実施しますので、併せてお知らせします。

なお、各運動の詳細については、別添資料を御参照願います。

記

【別添資料】

- 平成 29 年度 「冬の省エネ県民運動」の実施について
- 平成 29 年度 県機関の「冬のエコオフィス運動」の実施について

〔お問合せ先〕

環境エネルギー部環境企画課
課長補佐（地球温暖化対策担当）笠 島
TEL：023-630-2921

〔報道監〕

環境エネルギー部次長 永 澤

平成29年度「冬の省エネ県民運動」の実施について**1 取組み方針**

平成29年度「笑顔で省エネ県民運動」実施要綱に基づき、エネルギー消費が増大する冬季において、温室効果ガス排出量削減に向け県民総ぐるみによる省エネルギーの取組みを推進する。

2 取組みの概要

(1) 実施期間：平成29年12月1日～平成30年3月31日

(2) スローガン：「家族団らん 心あったか 笑顔で省エネ」

(3) 目標（節電の目安）

- 県民の健康及び経済活動の維持・向上を最優先に、県民生活や経済活動に無理のない範囲での知恵と工夫を活かした自主的な省エネ・節電の取組みを広く呼びかける。

◇12月～2月の電気使用量の削減目安を平成25年度対比1%とする。

※ 東北電力管内の今冬の電力需給見通しは、厳冬となった場合でも、電力の安定供給に最低限必要な供給予備率3%以上を確保できる見通し（12月：7.6%、1月：14.5%、2月：15.8%）であるが、温室効果ガス排出削減に向けた省エネの取組みが引き続き必要であることから、山形県地球温暖化対策実行計画を踏まえ、平成25年度対比1%削減を目安に取組みを呼びかける。

- ただし、暖房等の室温管理に係る節電については、高齢者、乳幼児など健康に留意する必要がある方々や、県民生活の安全安心に直結する部門（病院、福祉施設、医薬品・食料品倉庫等）に関する事業者は除く。
- また、生産活動等（農業、観光等を含む。）を行っている事業者等については、生産や営業に支障のない範囲内での効率的な電気使用に取り組んでいただく。

(4) 主な取組み内容

- 各種広報媒体を活用した冬の取組みの普及啓発（ポスターの作成・配布、ホームページでの周知等）
- 『ウォームビズ』の普及促進（自宅やオフィス等における室温20℃を目安とした室温設定の適正化と室温に適した取組みの推進）
- 『冬の省エネ 川柳・標語コンテスト』の実施（冬に取り組む省エネのアイデアやメッセージ等を盛り込んだ作品を募集。対象：小中学生・一般）
- 家庭、事業所、自動車の分野における取組みの促進（チラシ等による家庭の取組み促進、「山形県地球温暖化対策推進事業所登録制度」の参加促進、自動車の無駄なアイドリング防止等）
- 山形県民CO₂削減価値創出事業（J-クレジット）の展開による家庭のCO₂削減効果の集約（家庭等への再エネ設備（ペレットストーブ、太陽光発電等）導入による削減効果を集約し、企業等に売却）
- 環境省「5つ星家電買換えキャンペーン」及び「エコ住キャンペーン」の普及啓発〔新規〕（関係団体等と連携しポスターやパンフレット等による普及啓発）
 - ※ 5つ星家電買換えキャンペーン：統一省エネルギーラベルの星の数の多い家電への買換えやLED照明への買換えを呼びかけるキャンペーン
 - ※ エコ住キャンペーン：冬暖かく夏涼しい高断熱・省エネ住宅への買換えや省エネリフォームを呼びかけるキャンペーン



平成 29 年度 県機関の「冬のエコオフィス運動」の実施について**1 取組み方針**

冬季は暖房の使用や照明点灯の長時間化等により、特にエネルギー消費量が増大する時期であることから、「冬の省エネ県民運動」に合わせ、県機関の「冬のエコオフィス運動」として、県の事務事業における省エネルギーの取組みを実践する。

2 取組みの概要**(1) 実施期間**

平成 29 年 12 月 1 日 ～ 平成 30 年 3 月 31 日

(2) 目標：12 月～2 月の電力使用量を平成 25 年度対比で 4%削減

※ 山形県環境保全率先実行計画（第 4 期）において、年間電力使用量を平成 32 年度に平成 25 年度比 7%削減を目標（年平均△1%）としていることを踏まえ、冬のエコオフィス運動の目標として設定。

※ 冬のエコオフィス運動における目標については、室温管理等について配慮が必要な県民生活の安全安心に直結する部門（病院、福祉施設等）を除く

(3) 主な取組み内容**冬季の取組み****① ウォームビズの励行（暖房の適正使用）**

- 室温に適した重ね着や保温グッズの活用等の取組み（ウォームビズ）の励行
- 19℃を目安とした暖房温度の適正な管理の徹底（空調設備の適正運転、室内整頓等）

② 「冬の家族団らん・ホワイトライトダウン」の実施

- 各所属において 19 時までに消灯する一斉退庁日を 12/18(月)～28(木)の間に 1 日以上設定

通年の取組みの徹底・強化**① 照明の適正使用**

- 不要箇所の消灯徹底、日照に応じた必要最小限の点灯
- 庁内の不使用箇所の消灯点検の実施、照明 1 灯毎の「ひもスイッチ」導入の促進

② 事務機器等（O A 機器、その他電気機器）の適正使用

- パソコン不使用時における待機電力の削減（スイッチ付テーブルタップの導入やプラグオフの徹底の呼びかけ等） [取組強化]
- 電気機器の主電源オフ・プラグオフの徹底、電気ポット等の原則不使用の徹底等

③ エレベーターの適正使用、Web 会議の利用促進

- 4 階程度の上り、6 階程度の下りの階段利用の励行
- Web 会議の積極的な利用による業務効率化の推進及び自動車の適正使用の推進

④ 定時退庁の励行

- ワーク・ライフ・バランス推進本部との連携による取組みの推進

3 所属における取組みの推進

- 所属長による、職員への早期退庁を促す声かけの実施
- 所属において省エネ・節電実行責任者を選出し、日々の省エネ等の取組みを推進

4 運動における配慮事項

- 来庁者等へ県の省エネ・節電の取組みを十分に周知し、協力を呼びかける。
- 過度な取組みによる健康被害・安全対策上の欠陥等がないよう注意を払う。